

四日市市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 5 月 29 日

四日市市長 田中 俊行

四日市市規則第 4 1 号

四日市市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市印鑑条例施行規則（昭和 59 年四日市市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 号様式を次のように改める。

第8号様式（第9条関係）

〒
---

印 鑑 登 録 消 除 通 知 書

年 月 日

四日市市長

印

あなたの印鑑登録を下記のとおり削除しましたので通知します。

記

登録番号	
削除年月日	
削除の理由	

これは、登録されたあなたの印鑑登録を上記の理由で削除したお知らせです。

なお、削除された印鑑登録証については、四日市市へお返してください。（すでに返納済でしたら、ご了承ください。）

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。

( 市民文化部市民課 )